

第12回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成30年6月21日(木) 午前10時15分
- 2 場所 滝沢市役所 2階 202会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 平成29年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の活動計画(案)の決定について
 - 日程第 10 報告第 1号 第1回農政及び第1回農地合同小委員会の報告について
 - 日程第 11 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規程による届出の確認事務報告について
 - 日程第 12 報告第 3号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
 - 日程第 13 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第 14 報告第 5号 農地あっせんの申出の取下げ願いの報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	武田 明
3番委員	吉清水 秀明	駿河 信一
4番委員	新田 義修	
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
7番委員	齊藤 文一郎	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員

農業委員	
2番委員	西村 秋良

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	小笠原 明
〃	主任主査	海老澤 愛

開会時刻 平成30年6月21日（木） 午前10時15分

議長 只今の出席農業委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、7番齊藤文一郎委員と8番大森泰英委員を指名します。

書記には、事務局の小笠原総括主査と海老澤主任主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 （第11回総会開催日の翌日以降の業務を報告する）

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規程による許可申請に対する可否についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 今回の農地法第3条の許可申請は贈与による権利の移動が1件となっております。それでは、整理番号1番について説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号1番は、親子間の贈与による所有権移転の申請ということになります。もともと、親子間で使用貸借の権利設定がされていたものを、この部分の農地につきまして合意解約による権利の移転の許可申請となっております。

以上につきましては、議案書5ページからの調査書に記載されております。

すとおりに、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、武田明推進委員、駿河信一推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を、駿河信一推進委員にお願いします。

駿河推進委員 それでは、私のほうから整理番号1番について、6月15日に吉清水秀明委員と武田明推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第1号、整理番号1番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規程による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

小笠原総括主査 それでは、整理番号1番についてご説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。

譲受人は現在、事務所は滝沢市内に賃貸、居住は盛岡市にアパート住まいという状況とのことで、事業の効率化のため事務所と居宅を一か所に集約したいとのことから、今回の申請にいたったとのことです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を、武田明推進委員にお願いします。

武田推進委員 それでは、整理番号1番について、ご報告いたします。

申請地の位置は、篠木小学校から南へ約900メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側は宅地、ほか3方は傾斜地にある農地に囲まれている土地です。

今回の申請理由は、事務所兼倉庫及び居宅を建築する計画とのことです。取水は上水道を利用し、雑排水は合併処理浄化槽を利用する計画と聞いております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響は少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号農地法第5条の規程による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第1号は、原案のとおり、許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転が2件、使用権貸借が12件となっております。

整理番号1番から説明させていただきます。

議案書は12ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして、補足説明させていただきます。

整理番号1番及び2番は、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を活用しましての所有権移転になります。

整理番号3番は、平成30年5月30日に開催されました、あっせん会議において貸借することが決定した案件となっております。

整理番号4番から14番までは、農地中間管理事業を活用しての貸借の

案件です。

以上、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告ですが、整理番号1番の所有権移転の案件につきましては現地調査を省略しておりますので、整理番号2番から14番までの集積計画についての現地調査報告を行います。本案件の現地調査報告は、駿河信一推進委員に報告をお願いします。

駿河推進委員 それでは、私の方から整理番号2番から14番について、ご報告申し上げます。

現地は全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号の調査報告とさせていただきます。

議長

これより質疑に入ります。

吉清水委員

整理番号1番について、経営面積について、自作と借受の合計面積が経営面積と合わない、また整理番号9番及び10番の経営面積について自作と貸付の合計した数字と合わない間違いではないでしょうか。

海老澤主任主査

整理番号1番につきましては、委員のご質問のとおり数字に誤りがございました、手元に正しい数字の資料を持ちあわせておりませんので、のちほど正しい面積を皆様にお知らせしたいと思います。整理番号9番及び10番の経営面積につきましては、経営面積に含めるものは、自作分と借受分の合計となります、貸付分は経営面積に含めないため、このような表示となりました。

吉清水委員

そうしますと、自作と自分が持っている面積とは別ということですね。

海老澤主任主査

この議案書の作成の段階では、そのような把握の仕方で作成したのになります。

吉清水委員

わかりました。

議長

事務局は、整理番号1番の正しい面積について、後で報告をお願いします。

議長

その他ご質問はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積計画の策定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画(案)に対する意見の決定について説明いたします。
議案書は23ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号1番及び2番の権利の設定を受けるものは、地域農業マスタープランに今後の地域の中心となる経営体として位置付けられております。

なお、整理番号2番の借受者は、平成23年7月に個人で新規就農し、規模拡大しながら作業請負も行ってきました。その後平成29年6月に法人を設立し、同年8月に法人として認定農業者となったことで、これまで個人で権利を得てきた農地と作業請負してきた農地を、改めて法人として権利設定するための申出になります。

経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

なお本件は、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸し付けするものです。事務手続き期間の短縮化を図る観点から、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを同日の総会において、ご審議いただくものであります

以上で報告を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、議案第3号において報告済みですので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

齊藤委員 存続期間ですが、平成30年7月31日から平成40年6月30日となっていますが、今その田んぼは耕作していないのですか。

海老澤主任主査 現地は、既に耕作されております。これから権利設定するという形で
の手続きとなります。

工藤委員 一つの案件で、複数の番地が対象となっている場合、農振区分に農用
内と書かれた農地と空欄の農地が混在する場合、中間管理機構に相談で
きるものなのでしょうか。

海老澤主任主査 この農振区分欄の考え方ですが、農振地域と言いますのは、農振地域
の中に白地と農振農用地区域と、特に農業を推進してほしいというのが
農振農用地と定められております。議案書の農振区分に記載されている
農用内とは農振農用地区域の事を表記しております。中間管理事業が対
象となる地域につきましては農業振興地域内となっておりますので、農
振農用地区域の他に白地も含まれております。逆に対象とならないのは
市街化区域となっております。

工藤委員 わかりました。

議長 その他ご質問はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号、農地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、原
案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定に
ついてを議題とします。

事務局より説明させます。

小笠原総括主査 議案第5号農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について説
明いたします。案件は1件です。議案書は33ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について、補足説明いたします。

今回、適用外証明願いに至った理由といたしましては、既存の住宅を
取り壊し、新たに農家住宅を建築する予定で、宅地の測量を実施したと
ころ、増築部分の一部が、農地にはみ出していることが判明したとのこ
とです。

増築後 21 年が経過し農地性がないことから、やむを得ないものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、武田明推進委員にお願いします。

武田推進委員 議案第 5 号、整理番号 1 番について報告します。

申請地の位置は、滝沢小学校から北へ約 200 m のところにあり、現状は宅地で、周囲の状況は、北側及び東側が宅地、西側及び南側が農地となっております。

この土地は、平成 9 年に母屋を増築した際、境界確認をしないまま増築し、その一部が農地にはみ出して建築してしまったということです。農地に、はみ出した部分の農地転用の手続きが必要であるとの認識がなく、手続きをしないまま宅地として使用し現在に至っているということです。

以上について調査の結果、21 年経過した現在は農地性はなく、周囲への影響もないと考えられることから、問題はないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第 5 号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 9、議案第 6 号、平成 29 年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 30 年度の活動計画（案）の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

小笠原総括主査 平成 29 年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 30 年度の活動計画（案）の決定について説明いたします。

議案書 36 ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります

議長 これより質疑に入ります。

新田委員 農業委員会の現在の体制の人数の内訳で、40代以下の人数の欄がゼロとなっていますが、私は40代以下に該当するのですが数字が入っていないのはなぜでしょうか。

田村事務局長 この表においては実数での記載となり、二重にカウントできないことから、新田委員は中立委員でカウントさせていただき、「4つの項目のどれにも該当しない40代以下」の欄は「0」とカウントしたものです。

新田委員 わかりました。

議長 その他ご質問はありますか。

新田委員 担い手への農地の利用集積・集約化の集積の達成状況が99%となっていますが、他の市町村や過去の実績に比べて新規参入の面積が減ってきている理由は为什么呢。

田村事務局長 新規の集積面積は、緩やかに落ちてきています。
このままでは、あまり良い状態とは言えませんので、委員の皆さんと協議しながら対策を講じていかなければならないと考えます。
具体的には、例えば相対契約をしている農家さんが結構いらっしゃるのではないかと考えておりました、そういった農家さんに対して機会をとらえて双方の合意を得ながら、正規の契約に持っていくなど、新規の掘り起こしにつなげていくことなども手法の一つかと考えているところです。
また各地域で農地流動化推進検討会議を開催し、きっかけづくりと刺激を与えながら新たな集約につなげていければと考えております。

新田委員 滝沢市の場合、公共牧場の面積が担い手の集積のカウントに入れられない数字になっていて、他の市町村に比べて損しているかなと思いたいががでしょうか。

田村事務局長 公共牧場の面積の扱いにつきまして、農業会議を通じて集積面積に算入することができるよう要望しているところでございます。なかなか、要望通りいかないというところでございます。
農地の面積の捉え方については、いろいろございます。センサス上の経営耕地面積、国が統計で実施している耕地面積、市町村の農地台帳システム上の面積と3種類の数字が存在します。
更に公共牧場として相の沢牧野約600ha、和牛改良センター約120ha、小岩井農場が約400haとなっております。これらの放牧地を集積面積の分母分子に入れてもらえるよう今後も、機会をとらえて関係機関に働きかけて行きたいと考えております。

新田委員 是非公共牧場を担い手として認定されるように今後も継続して要望していただきたいと思います。

田村事務局長 今後も、継続して要望していきたいと思います。

議長 その他ご質問はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号、平成29年度滝沢市農業委員会事務等の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の活動計画(案)の決定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、報告第1号、第1回農政及び第1回農地合同小委員会の報告について鈴木農政小委員会委員長より報告させます。

鈴木委員 農政小委員会委員長の鈴木です。

それでは、私から第1回農政及び第1回農地合同小委員会の結果をご報告します。

5月23日に農地及び農政小委員会委員15名により、平成31年度農林関係税制改正要望事項について協議いたしました。

このことについて事務局案を基に協議した結果、「利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減」及び「農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置」の2項目について要望することで、出席委員全員の賛成を得ました。

この結果を踏まえ、事務局により、5月31日に岩手県農業会議に要望書が提出されたことを報告します。

議長 日程第11、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規程による届出の確認事務報告について事務局より報告させます。

海老澤主任主査 農地法第3条の3第1項の規程による確認事務について報告いたします。案件は1件です。議案書は52ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第12、報告第3号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について事務局より報告させます。

小笠原総括主査 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について報告いたします。案件は1件です。議案書は54ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第13、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告させます。

海老澤主任主査 農地法第18条第6項の規定による届出について報告いたします。案件は1件です。議案書は56ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、議案第3号及び議案第4号に関連いたしました貸借設定のための合意解約となります。以上で報告を終わります。

議長 日程第14、報告第5号、農地あっせんの申出の取下げ願いの報告について事務局より報告させます。

海老澤主任主査 農地あっせんの取下げについて案件は1件になります。議案書は58ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上で説明を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。これをもって、第12回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成30年6月21日 午前11時45分

議 長

会議録署名人 7 番委員

会議録署名人 8 番委員

これは原本である。

平成30年 6月21日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一